

1 2月定例連絡委員幹事会

とき 令和7年12月2日(火) 午後3時～
ところ 市役所 2階 会議室1

1 市民憲章唱和

2 あいさつ

3 議題

- (1) 令和7年度民生委員児童委員一斉改選について（報告）（福祉課）・・P1（資料1）
- (2) 町内会（自治会）加入世帯調査について（お願い）（環境課、地域協働課）・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2～6（資料2）
- (3) 令和7年度区民館等運営事業補助金実績に関する中間報告書の提出について（依頼）
(地域協働課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7～12（資料3）

4 その他

- (1) 令和8年碧南市交通安全市民大会の開催について（地域協働課）

5 意見交換

碧南市民憲章

衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたたかく明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたちは自治の約束として、この憲章を掲げます。

1. 安心して住める町に
いのちを大切にし、すこやかな
まいにち
毎日をおくります。

1. 活気ある町に
元気で働き、豊かな家庭を
築きます。

1. あたたかい心の町に
話し合いの輪をひろげ、なごやかな
しゃかい
社会をつくります。

1. きれいな水と青い空の町に
自然をだいじにし、美しい郷土を
つくります。

1. 清新的文化の町に
若い力を育て、文化と教養の
まちをつくります。

連絡先 福祉課福祉総務係
担当 金原、稲垣
電話 95-9851（直通）

令和7年12月2日

碧南市連絡委員 各位

福祉部福祉課
課長 磯貝 浩

令和7年度民生委員児童委員一斉改選について（報告）

民生委員児童委員活動の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期は民生委員法により3年と定められており、本年11月30日を以って任期満了による一斉改選を行いました。

この一斉改選について、4月の定例連絡委員幹事会にて民生委員・児童委員等の推薦について依頼をさせていただき、その後に各地区よりご推薦をいただきました。

碧南市では、皆様からの推薦を受けまして、8月27日に民生委員推薦会を開催し、候補者全員の推薦を決定いたしました。その後、愛知県に推薦調書を進達した結果、候補者全員に対して厚生労働大臣から委嘱辞令が発令され、12月1日（月）に民生委員・児童委員全員に委嘱辞令を伝達した次第です。なお、改選後の民生委員児童委員の一覧につきましては、各地区別に別添のとおりです。

皆様のご尽力に対しまして、心から御礼申し上げます。また、今後とも、民生委員児童委員活動について、更なるご理解、ご協力をお願い申し上げます。

連絡先 環境課ごみ減量係
担当 鈴木 章宏
電話 95-9899

令和7年12月2日

碧南市連絡委員各位

経済環境部環境課
課長 中川知之
市民生活部地域協働課
課長 堀田葉子

町内会（自治会）加入世帯調査について（お願い）

日頃は、ごみの減量とリサイクルの推進に対しまして、ご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、毎年碧南市指定のごみ袋配布及び地域振興事業補助金等の算定のため、町内会加入世帯リスト（昨年度に実施した町内会加入調査に加え、令和7年10月末までの転出者を反映した資料）につきまして、下記の要領で加除をお願いします。

記

1 調査目的

(1) 環境課

この調査で把握した加入世帯数に基づき家庭用ごみ袋を配布します。なお、未加入世帯には通知を郵送し、市役所環境課の窓口で配布します。

(2) 地域協働課

令和8年度における加入世帯数を算定根拠とする補助金等の算定基礎とします。

ア 地域振興事業補助金

町内会等が行う地域活性化に係るコミュニティ事業に対する補助金

イ 連絡事務事業委託料

広報紙等の配布・回覧による市政の周知、事務連絡等に対する委託料

2 調査対象時点

令和8年1月1日現在の町内会加入状況

3 調査方法

(1) 「町内会加入世帯リスト」の加除について

添付（封筒内）の「町内会加入世帯リスト」に令和8年1月1日現在の町内会加入世帯を手書きで加除して下さい。このリストは、前年の調査結果に令和7年10月末までの転出者データを反映したものです。

令和8年1月1日現在、各町内会の加入者台帳に記載されている世帯は「加入」としてください。加除の方法は以下のとおりです。

追加（新規加入）	「新規町内会加入世帯」用紙に手書きで世帯主名、住所を書き加えてください。
削除（退会）	二重線を引いてください。
変更	変更部分に二重線を引いて、変更箇所を記入してください。 (世帯主名など)

※7年度末で退会することが確定している世帯があれば、備考に「7年度末で退会予定」とご記入ください。

(2) アパート等の集合住宅に関する取り扱いについて

アパート等の集合住宅について、町内会に加入しているにもかかわらず、ごみ袋が配布されない事例が発生しています。下記のとおり対応をお願いします。

なお、住民票がない方はごみ袋の配布対象ではありません。

ア 町内会で居住者を把握している場合

(1)のリストに個別で記載されています。(1)と同様に加除してください。

イ 町内会で居住者を把握していない場合

別添リスト「町内会加入アパート等一覧（居住者不明分）」に住宅ごとに記載されています。加除の方法は(1)と同様です。

提出内容をもとに各部屋への配布対象リストを作成し、令和8年2月3日（火）の連絡委員幹事会にて配布します。

(3) 事業所の取り扱いについて

本調査では商店や企業などの事業所は含みません。

4 提出期限

令和8年1月16日（金）

5 提出先

市役所 2 階環境課ごみ減量係にご提出ください。なお、修正がない場合も必ずご提出をお願いします。（郵送不可）

また、提出後にリストの写しは再配布いたしません。

6 今後のごみ袋配布の流れ

（1）ごみ袋配布枚数及び配送日程の連絡

令和 8 年 2 月 3 日（火）の 2 月連絡委員幹事会にて、「燃やすことのできるごみ袋及びごみカレンダーの配布について（依頼）」という議題で各町内会へのごみ袋配布枚数及び配送日程を連絡します。加除していただいたリストの世帯数に予備（3 世帯分）を含めた枚数の配布となります。

（2）各地区配送予定日

令和 8 年 3 月 2 日（月）から 3 月 6 日（金）（予定）に各連絡委員宛てにごみ袋を配達します。今年度も昨年度の同様の日程で配達予定です。

受け取りの際には立ち会いが必要となりますのでご承知おきください。

3月2日（月）	午前：棚尾 午後：中央
3月3日（火）	西端
3月4日（水）	旭
3月5日（木）	新川
3月6日（金）	大浜

7 問合せ先

（1）ごみ袋配布について

環境課ごみ減量係 TEL：95-9899

（2）各種補助金・委託料について

地域協働課共生協働係 TEL：95-9872

町内会加入者数調査の手引き（令和8年1月版）

1 町内会加入世帯数の把握方法

前回調査（令和7年1月1日現在）を基礎にした市から配布されたごみ袋町内会配布世帯一覧を元に、令和8年1月1日現在の町内会加入世帯・未加入世帯を手書き等で加除して、令和8年1月16日（金）までに市へ提出する。

2 町内会加入世帯の定義

令和8年1月1日現在、各町内会の加入者台帳に記載のある世帯は加入とする。

※個人世帯単位ではなく、アパート全体として町内会費を払っている世帯も含みます。

記入例

町内会加入世帯リスト（ごみ袋町内会配布世帯一覧）		
住所	世帯主氏名	備考
1 ○○○町○○番地	○○○○	削除は二重線
2 ○○○町○○番地	○○○○	
3 ○○○町○○番地	○○○○	
4 ○○○町○○番地	○○○○	
5 ○○○町○○番地	○○○○	新世帯主○○○○
6 ○○○町○○番地	○○○○	
7 ○○○町○○番地	アパートA 101号	○○○○
8 ○○○町○○番地	アパートA 102号	○○○○
9 ○○○町○○番地	アパートA 103号	○○○○
10 ○○○町○○番地	アパートA 104号	○○○○

新規町内会加入世帯

連絡先 地域協働課共生協働係
担当 水村、岡本
電話 95-9872 (直通)

令和7年12月2日

碧南市連絡委員各位

市民生活部地域協働課

課長 堀田葉子

区民館等運営事業補助金に係る報告方法について（依頼）

寒冷の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、地区行政諸般に多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

つきましては、下記のとおり令和8年度区民館等運営事業補助金に係る対象経費（令和7年4月～令和8年3月の運営費及び地代、賃金）について、年度末の報告に向けて準備をお願いいたします。

記

1 目的

令和8年度区民館等運営事業補助金に係る補助額の算出資料とする。

2 報告書類

(1) 区民館等運営費内訳明細書（ホームページに掲載）

(2) 領収書の写し、振替を行っている場合は通帳の写し等（項目の記載が必要）。

※電話料の基本料金は請求内訳の写し（毎月分）を添付してください。

(3) 借地料に変更が生じた場合は、賃貸借契約書の写し。

※データでの提出も可能です。その場合、ファイル形式は、(1)はエクセル、(2)(3)はPDFをお願いします。tiikika@city.hekinan.lg.jpへ送信してください。

3 経過報告

経過報告として、令和7年4月から令和7年12月までの運営費等を令和8年1月23日（金）までに報告してください。

※12月分の支払いが、提出期限以降になる場合等は提出時に揃う範囲で構いません。

4 報告先

市民生活部地域協働課共生協働係

5 その他

集会所（鷺塚住宅、宮下住宅、市営三度山住宅、県営三度山団地）については、定額補助のため報告の必要はありません。

碧南市区民館等運営事業補助金について

1 区民館等運営事業補助の目的

地域住民の自治活動の振興を図ることを目的に区民館等の運営に要する経費を助成する。

2 補助金の額

(1) 電気料 (区民館等に要するもののみ)	全額	(1)～(6)までの合計額が75万円を超えた場合は75万円と75万円を超えた額の2分の1の合計が限度額となる
(2) 水道料及び下水道使用料		
(3) ガス代及び灯油代		
電話料の基本料金 ※基本料金…回線使用料、屋内配線使用料、ピンク電話機使用料、ベル使用料、硬貨収納等信号送出機能使用料、ユニバーサルサービス料等定額のもの		
(4) し尿くみ取料		
(5) 淨化槽清掃料及び点検料		
(6) 借地料		
(7) 事務員賃金 区等と雇用契約を結んでいる者への給与であること。よって、税法上の事務手続き（源泉徴収または確定申告など）が税務署等に適正になされている必要がある（地区より税務署等に給与支払報告書、あるいは本人に確定申告のための賃金明細の交付など）。		
補助金額	(1)～(8)の合計	1,000円未満端数切捨て

※算定基礎は前年度実績に基づいて行い、当該年度予算額を限度に交付する

3 区民館等運営事業補助金の交付先

区又は町内会

4 その他

(1) 補助額については、通常の使用として考えられる範囲の額での交付となります。何らかの理由でその範囲を超える場合は、原則、前年度の同月の申請額を基に算出します。

(2) 借地料および用務員賃金が大きく変わった場合、金額によっては必ずしも全額補助できない可能性があります。変更される際には、必ず事前に地域協働課へご相談ください。

令和7年度区民館等運営費内訳明細書

支出（支出した金額を全部記入）

費用	(区名 :)												補助対象額	
	R7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8年 1月	2月	3月	合計	
電気料														全額
〃														全額
上下水道料														全額
ガス														全額
電話														基本料金
し尿														全額
淨化槽														全額
小計														限度額=75万円 +75万円を超えた額の1/2
地代														全額
賃金														総額*1/2
合計														

注 1) 電気料～賃金の金額について……実際に支払った（引き落し）月で記入し、消費税込みの額とする。

2) 電気料……区民館等運営に要するものののみ。神社関係のものは除く。

3) 電話料……区民館等運営に要する（回線使用料、屋内配線使用料、ピンク電話機使用料、ペル使用料、硬貨収納等信号送出機能使用料、ユニバーサルサービス料）×消費税

※小数点以下は切捨て。※請求書の内訳書を全ての月の分を提出してください。

4) 事務員賃金……実際に要した額。但し退職金は含まない。

【領収書・通帳等の写しの注意事項】

①電話料については、料金のわかるものを提出してください。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	年 月ご請求分
ご請求内訳 (お客様番号)		
内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	内訳金額(円) AMOUNT(YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN
◇NTT西日本ご利用 2,612	2,350 50 17 2 193	回線使用料(基本料)(事務用) 硬貨収納等信号送出機能使用料 ダイヤル通話料 ユニバーサルサービス料 消費税等相当額(合計)
◇合計 2,612	2,612	合計

電話料については、内訳が分かるものを提出してください(毎月分)。

※補助対象は基本料金とします。
回線使用料等定額のもの×1.1
(消費税)

※通話料は対象にはなりません。

②通帳の写しについては、何の支払いが分かるように項目を記載してください。

日付	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1	電話料金	2,594		
2		50,000	碧南花子人件費(5月分)	
3	電気料金	15,000		
4	ガス料金	2,100		
5	水道代	4,779		
6		78,000	浄化槽点検料	
7				
8				
9				
10				
11				
12				

摘要欄に記載の無いものは、何の振替か分かるように項目を記載してください。
色ペン等で印をつけてください。